○九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月22日条例第21号

改正

平成28年3月25日条例第4号 平成29年3月27日条例第3号 平成29年12月25日条例第21号 令和3年6月17日条例第13号 令和4年12月21日条例第30号 令和5年12月20日条例第14号

九度山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「法」という。) 第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の青務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保する ために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域 の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用

事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の 規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられて いるときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項 ただし書は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第3号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年12月25日条例第21号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和3年6月17日条例第13号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月20日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関		事務	
1	町長	九度山町老人等医療費の支給に関する条例(平成18年九度山町条例第17号)による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
2 町長 九度山町老人等医療費の支給に関する条例による重度は 費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		九度山町老人等医療費の支給に関する条例による重度心身障害児者医療 費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
3	3 町長 九度山町老人等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭 支給に関する事務であって規則で定めるもの		

4	町長	九度山町老人等医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	町長	九度山町子ども医療費の支給に関する条例(平成20年九度山町条例第16号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6	町長	九度山町地域優良賃貸住宅設置及び管理条例(平成21年九度山町条例第3号)による地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7	町長	九度山町長が行うクローバー給付金の支給に関する事務であって規則で 定めるもの
8	町長	九度山町長が行う民間賃貸住宅の家賃補助に関する事務であって規則で 定めるもの
9	教育委員会	九度山町教育委員会が行う就学困難な児童、生徒又は就学予定者の保護者に係る就学に必要な費用の援助に関する事務であって規則で定めるもの
10	教育委員会	九度山町教育委員会が行う特別支援学級に就学するために必要な経費の 支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報	
1	町長	予防接種法(昭和23年法律第68 号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144 号)による保護の決定及び実施、 就労自立給付金の支給、保護に要 する費用の返還又は徴収金の徴収 に関する情報(以下「生活保護関 係情報」という。)であって規則 で定めるもの	
2	町長	身体障害者福祉法(昭和24年法律 第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等 の措置又は費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
3	町長	国民健康保険法(昭和33年法律第	生活保護関係情報であって規則で	

	192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
4 町長	知的障害者福祉法(昭和35年法律 第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等 の措置又は費用の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号)による後 期高齢者医療給付の支給、保険料 の徴収又は保健事業の実施に関す る事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	九度山町老人等医療費の支給に関する条例による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、船員保険法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	九度山町老人等医療費の支給に関する条例による重度心身障害児者 医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規 則で定めるもの
8 町長	九度山町老人等医療費の支給に関 する条例によるひとり親家庭医療	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

	費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であって規 則で定めるもの	
9 町長	九度山町老人等医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給 に関する事務であって規則で定め るもの	(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規 則で定めるもの	
10 町長	九度山町子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であっ て規則で定めるもの	
11 町長	九度山町地域優良賃貸住宅設置及 び管理条例による地域優良賃貸住 宅の管理に関する事務であって規 則で定めるもの	(1) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	
12 町長	九度山町長が行う民間賃貸住宅の 家賃補助に関する事務であって規 則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの	

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 町長	生活保護法による 保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の復収 と関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年 法律第56号)による医療に 要する費用についての援助 に関する情報であって規則 で定めるもの

2 教育委員	学校保健安全法に よる医療に要する 費用についての援 助に関する事務で あって規則で定め るもの	町長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員	九度山町教育委員 会が行う就学困難 な児童、生徒又は 就学予定者の保護 者に係る就学に必 要な費用の援助に 関する事務であっ して 規則で定めるも の	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員	九度山町教育委員 会が行う特別支援 学級に就学するた めに必要な経費の 支給に関する事務 であって規則で定 めるもの	町長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの